

# 参議院文教科科学委員会會議録第六号

平成二十八年十二月六日(火曜日)  
午前十時開会

## 委員の異動

十一月二十二日  
 朝日健太郎君 補欠選任 聖子君  
 今井絵理子君 橋本 聖子君  
 小野田紀美君 宮沢 洋一君  
 神本美恵子君 鶴保 庸介君  
 平山佐知子君 大島九州男君  
 蓮 舫君

十一月二十四日  
 鶴保 庸介君 補欠選任 小野田紀美君  
 宮沢 洋一君 今井絵理子君

十二月一日  
 小野田紀美君 補欠選任 元榮太一郎君  
 元榮太一郎君

十二月二日  
 元榮太一郎君 補欠選任 小野田紀美君

十二月五日  
 大島九州男君 補欠選任 神本美恵子君  
 蓮 舫君 平山佐知子君

出席者は左のとおり。

委員長 赤池 誠章君  
 理事 石井 浩郎君  
 堂故 茂君  
 斎藤 嘉隆君  
 吉良よし子君

委員 今井絵理子君

本日の會議に付した案件  
○政府参考人の出席要求に関する件

## 衆議院議員

上野 通子君  
 衛藤 晟一君  
 小野田紀美君  
 橋本 聖子君  
 水落 敏栄君  
 山本 順三君  
 神本美恵子君  
 平山佐知子君  
 宮沢 由佳君  
 河野 義博君  
 三浦 信祐君  
 片山 大介君  
 木戸口英司君  
 松沢 成文君

## 國務大臣

河村 建夫君  
 青山 周平君  
 富田 茂之君  
 笠 浩史君  
 伊東 信久君

## 事務局側

松野 博一君

## 政府参考人

戸田 浩史君

## 参考人

文部科学省初等中等教育局長 藤原 誠君  
 大阪大谷大学教授 桜井智恵子君  
 神戸大学名誉教授 廣木 克行君

○参考人の出席要求に関する件

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(赤池誠章君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。  
去る十一月二十二日に朝日健太郎君が委員を辞任され、その補欠として橋本聖子君が選任されました。

○委員長(赤池誠章君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、文部科学省初等中等教育局長藤原誠君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(赤池誠章君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(赤池誠章君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として大阪大谷大学教授桜井智恵子君及び神戸大学名誉教授廣木克行君の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(赤池誠章君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(赤池誠章君) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案を議題といたします。

まず、発議者衆議院議員河村建夫君から趣旨説明を聴取いたします。河村建夫君。

○衆議院議員(河村建夫君) おはようございます。ただいま議題となりました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

義務教育は、社会において自立的に生きる基礎となるものであります。しかしながら、現在、約十二万人の学齢期の児童生徒が不登校の状態にあります。また、戦後の混乱期に学校に通えなかったこと等により、夜間その他特別な時間において授業を行う、いわゆる夜間中学における教育機会の提供を希望される方も多数おられます。

本案は、そのような義務教育の段階における普通教育を十分に受けていない方の状況に鑑み、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、基本理念として、全ての児童生徒が安心して教育を受けられる学校環境の確保、不登校児童生徒に対する多様な学習活動の実情を踏まえた支援、年齢等に関わりなく教育を受ける機会を確保することなどを定めることとしております。

第二に、文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を推進するための基本指針を定めることとし、その際に、地方公共団体及び民間の団体等の関係者の意見を反映させるための措置を講ずることとしております。

第三に、不登校児童生徒等に対する教育機会の

確保等を図るため、国及び地方公共団体の措置として、全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるようにするための学校における取組への支援、関係者間の情報共有の促進、不登校特例校や教育支援センターの整備等、学校以外の場における学習活動等の継続的な把握、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえた支援等について定めることとしております。

第四に、夜間中学における就学の機会の提供やいわゆる自主夜間中学に対する支援、それらの事務に関する関係する地方公共団体による協議会について定めることとしております。

第五に、教育機会の確保等に関するその他の施策として、調査研究、人材の確保等、教材の提供等の学習支援、学校生活上の困難を有する児童生徒等からの相談に対応する体制の整備等を講ずることとしております。

第六に、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方等に関する検討事項を設けることとしております。

最後に、この法律は、夜間中学に関連する規定は公布日から、その他の規定は公布日から起算して二月を経過した日から、それぞれ施行することとしております。

以上が本法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(赤池誠章君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○神本美恵子君 おはようございます。民進党・新緑風会の神本美恵子でございます。

保、今御提案あったような内容に変わっております。

で、もうほとんどが、立法チームの中では、不登校の問題についてどのようにするかということに議論になったように思います。にもかかわらず、立法チームのヒアリングや議論では、現に不登校状態にある子供さんや保護者、あるいは過去に不登校で今はもう現在大人になっておられる方々、そうした方を支援し続けてこられている方々のヒアリングが必ずしも十分だったというふうには私は感じてこなかった思いがあります。

その後も、法案が提出された後もそうした方々と私は意見交換を重ねてまいりましたけれども、やはり強い懸念が幾つも出されておりますので、そういった強い懸念を払拭したいという、そういう立場から本日は質問をさせていただきたいと思っております。

今日は、理事会の御了解も得て、桜井智恵子大谷大学教授の先生においでいただきました。桜井先生は、教育学、思想史が御専門でありますけれども、全国で初めて子どもの人権オンブズパーソン条例が制定されました兵庫県の川西市で人権オンブズパーソンに長く関わってこられ、その代表も務めておられる方で、学校現場あるいは子供の声に本当にしっかりと耳を傾けて長く携わってこられた、精通された方でございます。今日は、桜井先生、よろしくお願いたします。

それでは、早速質問に入りますが、まず定義についてですけれども、第二条の二号で児童生徒として三号で不登校児童生徒というふうに分ける形で定義がされています。

私は、立法チームの中でも再三申し上げてきたんですが、なぜ不登校児童生徒という固定した形で定義をしなければならぬのかということについて今でもその疑問が解けませんので、この不登校児童生徒を法律の中で定義する必要性、また、その定義の内容が学校生活における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のため就学困難な状況としてというふうに書かれておりますが、

これではまるで不登校の原因が子供の側にあるかのようにも受け取れます。

これは本当に私は問題だと思えますけれども、児童生徒、不登校児童生徒と二分されるようなことになってはならないし、定義によって不登校が本人、個人の問題となつてはならないと思えますけれども、この定義の必要性とこの内容について発議者の方に御質問したいと思います。

○衆議院議員(笠浩史君) おはようございます。神本先生には、立法チームの中でも、今ございましたように、様々な御提議等々をいただいたことにも敬意を表したいと思います。

不登校児童生徒については、本法案で定める施策の対象を明確にする必要性があることから、不登校児童生徒の定義をまずは定めることとしたものでございます。

不登校事案については、家庭や学校に係る様々な要因が複雑に関わり、登校できない状態になっているものと考えております。文部科学省の調査においては、小中学校における不登校児童生徒に係る状況から不安の傾向があるケースが多く見られます。

こうした点を踏まえて第二条第三号の不登校児童生徒の定義において心理的負担を規定をしたのですが、これはあくまでも例示でございます。文部科学大臣が定める状況においては心理的負担以外の様々な要因、背景が踏まえられると考えております。

そして、今委員から御指摘があったようなことと、衆議院の文部科学委員会においても議論がございました。そこで、附帯決議において、不登校はどの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点に立って、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校と関係する問題行動であると受け取られないよう配慮することと決議をされたところでございます。こうした不登校についての理解をしっかりと広

げていくということが今後大変重要であると考えております。

○神本美恵子君 対象を明確にするためというふうにおっしゃいました。もうこれは出ておりますので仕方ないんですが、例えば子どもが貧困対策推進法の中では貧困という定義をしていないんですね、固定したものでないということ。だから、定義がなくても対象は絞ってけるということは申し上げておきたいと思っております。

それから、子供の心理的負担というのは例示であって、どの子にも起こり得るものであるということ、それから問題行動ではないということ、しっかりとここでこの定義によって縛られることがないようにしていただきたいということを申し上げたいと思っております。

次に、二点目の御質問ですけれども、これは文科大臣と桜井参考人にお聞きしたいと思います。ここが私には、この法案ができるのであれば最も重要なところだと思えますけれども、第三条の三号で、不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすることとあります。また八条では、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう必要な措置を講ずるよう努めるというふうに、学校が児童生徒にとつて本当に安心して生活が送れるような、教育が受けられるような場にならなければいけないと環境整備について書かれております。このことは国連の子どもの権利委員会からも再三勧告されております。

今の日本の学校制度というものが過度に高度に極端に競争的な環境によつていじめや自死や不登校などを引き起こしている、これらの悪影響を回避する目的で、締約国は学校制度、大学教育制度を再検討するようにと繰り返し勧告をされているところでもあります。

今回のこの法案の成立によつて学校のあり方や教育の制度そのものもどのように見直されるのか、また見直す方向性について文科大臣に、桜井参考人には、現在の学校現場を精緻しておられま

すので、また子供の声を聞き続けてこられた立場から、今の学校の環境についての課題について御意見を伺いたいと思います。

○国務大臣(松野博一君) 文部科学省においては、不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充など、教育相談体制の充実を図っております。

再登校に当たって、保健室や相談室等、教室以外の学校の居場所を積極的に活用しつつ、徐々に学校生活になじむような指導上の工夫の促進などに取り組んでまいりました。

さらに、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、魅力のあるより良い学校づくり、いじめ等の問題行動を許さない学校づくりについて教育委員会や学校の取組を促しております。

○参考人(桜井智恵子君) 桜井智恵子でございます。意見を述べさせていただける機会、ありがとうございます。申し上げます。

学校における環境の整備のために課題は明確に認識されているのか。新しい取組をどんどん乗せていくという方向にはなっていないでしょうか。

本法案の問題の一つは、法案の作り方だと思われま。基本理念では、不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援とされ、学校の機能不全を子供の支援ですり替えようとしています。フリースクールを多様な学習活動の場と認めるとしながら、子供を排除している環境の整備、学校それ自体を多様な子供が暮らす場として改善する視点がありません。

一方で、責任の主体として、自己を律し成果をという昨今の教育行政が持つ自己責任論は労働施策の不備と連なり、若い人たちを中心に大変生きづらくさせています。

二つ目は、フリースクールでも自宅でもどこを選んでも、子供が現状の厳しいハイパーな緊張した教育から撤退する道は制度上皆無になる点です。

す。もう逃げ場所がなくなるといことになりま

現在、教職員も子供も保護者も皆余裕がなく、学校はとても不幸にされています。戦後始まって以来ぐらいきつくされています。全国学力調査の点数アップ、ついでこの間、PISAの報告も明らかになってきたわけですから、研修などで現場自体がほとんど自主規制を強めています。文科省が直接指導するというよりも、現場が自分たちの多忙化が大きな要因です。

子供たちを受け止める時間や発想も、もうほとんどなくなっています。不登校の子供は、学校で様々な困難で傷つき、しばらく休むことを余儀なくされます。戻ろうという気持ちもたえあつたとしても、学力向上で全力疾走している学校や教室は、受け入れる雰囲気はありません。先生方がそう思っていたとしても、奪われています。不登校の子供だけでなく、学校に来ている子供や教職員や、親も追い詰められて、関わる者皆が不幸になって学校生活を送っているのです。世界の中では大変評判の悪い日本の学校となっています。

余裕のない学校で、いじめ対応でも、教職員は質の良い働きかけを行うことはできません。二〇一一年十月十一日の大津の自死の事件の後、公的第三者機関として大津でも現場に関わり、奈良の橿原市でも現場に関わってまいりましたが、いじめ防止対策推進法によって多くの自治体では業務が増えた分、子供の気持ちを聞く時間が奪われています。

学校における環境の整備とは、これ以上取組を上乗せることではありません。むしろ減らすことです。余裕なしに安心な人間関係は生まれません。

○神本美恵子君 ありがとうございます。

大臣の御答弁では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといったような不登校当事者の個人に目を向けた取組が紹介されました。

けれども、今、桜井参考人からのお話では、そういう不登校やいじめを生み出すその学校環境を変えなければいけない、逃げ場所がなくなつてしまつていて、多種多様な子供が暮らす場として学校の在り方を変えるべきだというお話を是非文科省の皆さん方は肝に銘じて、学校環境の整備、これからの方向性としていただきたいと思ひます。

三点目には、第十条、十一条、十二条、十四条でそれぞれ定義されているところは、例えば特別教育課程に基づく特別学校、十一条では不登校生徒用の公立の教育施設、多分教育支援センターのようなところだと思ひます、それから十二条では学校以外の場、十四条で夜間中学など書かれております。

これは、不登校調査研究協力者会議の最終報告書でも、既存の学校教育になじめない児童生徒については、教育支援センターや不登校特別校、夜間中学での受入れといった別学による支援が具体的に書かれております。これでは子供たちを学校になじめる、なじめないで分けてしまう別学体制をつくってしまうのではないかと、これでは文科省も進めているインクルーシブ教育ということから懸念をいたします。

その点、そうではないということを明確に答弁をいただきたいのと、それから、例えば不登校特別校に行つていられるお子さんが一般の学校に戻るといふその権利は保障されているのか、それは法律案ではどこで保障されているのかについてお伺いをしたいと思います。これは発議者、お願いいたします。

○衆議院議員(笠浩史君) 今御指摘の条文に規定されているいわゆる不登校特別校や教育支援センター、夜間中学等については、不登校児童生徒や義務教育を受けることができなかった学齢超過者が教育を受けられるよう支援を行うために設置されるものがございます。本法案は、これらの施設

等で支援を受けることを本人の意思に反して強制するようなものではなく、本人が個々の状況に応じてこれらの施設等を通じた支援を受けられるよう、その環境整備や支援の充実を図るものであります。こうしたことから、本法案はインクルーシブ教育の考え方に懸け離れる、相反するものではないというふうに考えております。

また、今ございました不登校特別校から一般の学校へ戻ること、転学の扱いということになります。本法案では転学についての具体的な規定は定めておりませんが、基本理念において意思を十分に尊重しつつと定めるとともに、衆議院文部科学委員会の附帯決議においても、「本人の意思を尊重することが重要であり、不登校となった児童生徒が一般の学校・学級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。」と決議されております。

こうした法案の趣旨や附帯決議の内容を政府において周知していただくことが重要と考えており、また、適切な対処が図られるよう、提案者としても政府始め関係者に力強く働きかけてまいりたいと思ひます。

○神本美恵子君 本人の意思を尊重するというその基本理念で是非進めていただきたいと思ひます。

次に、十二条の学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握、あるいは十三条の国及び地方公共団体は不登校児童生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援をするというふうな書かれておりますけれども、これを本人が望まない場合はそれを拒否できるのか。あるいは、情報の共有などということには本心に懸念される部分があります。本人が知らないところで情報が共有されて、それがレッテル貼りになって動いていくということを懸念しますけれども、これについてはどのように取り扱うのか、拒否できるのかどうかということも立法者と、それから桜井参考人には、十六条で国が行う調査研究等の在り方についてということがありますけれども

も、これについての御意見も伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(笠浩史君) 児童生徒の状況に応じた児童生徒への関わり方を考えるためにも、その意思を十分に尊重した上で状況を把握することは重要であると考えております。この児童生徒の状況に関する情報については、関係者が継続的、組織的な支援を行うため情報を共有することが重要であると考えております。関係者間で当該情報を共有する際は、個人情報保護の関係法令や条例に基づき、保護者や本人の同意を得ることが原則であるというふうにご考えております。

ただ、同意を得られなかった場合であっても、不登校児童生徒が児童虐待を受けたと思われる事案に関連する情報などについては、個人情報保護の関係法令や条例に基づき、学校が個人情報保護の第三者へ提供できる場合があると考えております。

本法案については、今これが拒否できるかということをごいいますけれども、基本理念として、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることを定めております。また、第十三条では、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ必要な措置を講ずるものと定めております。

したがって、実際の場面としては、一旦は児童生徒から距離を置いて状況を見守ることが必要なケースもあると考えてますが、児童生徒の状況を十分に踏まえつつ、その状況に応じた方法で支援を行うための努力を関係者が行うことが重要だと考えております。

本法案は、個々の児童生徒の状況に応じ、その意思を十分尊重しつつ必要な支援を行うことを求めるものと考えております。

○参考人(桜井智恵子君) 国が行う調査研究で

調査で効果を検証するということが、現在の教育現場を劣化させています。法案では、必要な措置を、知事及び教育委員会などで構成する協議会を組織するように示されていますが、多忙化は教

育委員会も同様で、夜遅くまで仕事に追われています。教職員の精神疾患や過労死ケースも目立ちます。それは何が原因でしょうか。

今月で改正十年目を迎える教育基本法は、十七条で教育振興基本計画を求め、P D C Aサイクルに基づく進捗管理で効果の検証が現場で細かく行われるようになりました。学校でのアンケート業務の増大による多忙化は、効果の検証が元凶です。

教育振興基本計画第二期では、十分なP D C Aサイクルの不足が指摘、平成二十五年以降、各自自治体の基本計画では効果検証が増強されてしまいました。この増強により、教育現場が子供たちより効果検証を重視するようになっていきます。調査による実態把握が教育をブラック化させているのです。

文科省には、アンケートの対応が現場の自己規制を招き、学校の不自由を生み出している点をお示ししておきたいと思ひます。

二点目は、本法案では、不登校の子供の学習活動と心身の状況の継続的な把握が記されています。

不登校児童生徒への支援に関する最終報告では、重点方策の最初に教育支援シートを活用する支援が挙げられています。子供が学校以外の場に撤退し、何とか生きていくときもシートで管理し、当事者の知らぬ間に情報共有されるおそれがあります。私が関わった公的第三者機関では、当事者子供の了解なしに、基本的にほかの関係機関との情報共有はいたしませんでした。さらに、シートによる管理により、当事者が精神的に休むことができなくなりました。

本法案による多様な分離は、子供に社会への不適合を自認させ、その社会を改善する道筋を閉ざしていきます。障害のある子供が去りつつあるように、学級は不登校の子供が去り、均質化が強化されます。法案で生きづらさが短期的に改善されても、子供や保護者が緊張し、人々が緩やかに暮らせる地域に向かうことはありません。学校教育

が人々を分け続ける状況が続くと、均質化による無気力が広がり、物言わぬ無関心な市民が育ち、民主主義国家としては機能不全になっていくと思われまます。

法案は通さず、学力調査を含む調査の問題性に気付くことを強くお勧めいたします。

○委員長(赤池誠章君) 時間が過ぎておりますので、おまとめください。

○神本美恵子君 はい。済みません、時間が過ぎております。

最後に夜間中学についてお伺いしたかったんですけども、お手元に資料をお配りしております。これは、議連で視察に行った守口市のさつき学園夜間学級の生徒さんから直接お手紙をいただきました。これは文科大臣の方にも届いているというふうにお聞きしております。夜間中学については、是非、制度的な不備を、委員の皆さんもこれ読んでいただいて、義務教育の夜間中学でありながら制度的に外されている部分がありますので、ここに具体的な要望内容もごいいます。是非お読みいただいで、これからのこの法案の成立によってこのことが充実されることを心からお願ひをしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。

今日は、法案のうち、多くの関係者が危惧、反対している不登校に関する部分について質問をいたします。

まず初めに、参考人としてお越しいただいた神戸大学名誉教授の廣木克行先生に伺います。

廣木先生は、各地で不登校の子供、保護者の相談に乗ってこられたと伺っております。私は、不登校の子供を支援する上で、子供の状態はもちろん、その状態の意味を理解することが重要と考えますが、先生のお考えをお聞かせいただきたい。また、その点から今回の法案をどのように見ていらっしゃるか、お聞かせください。

○参考人(廣木克行君) 廣木と申します。よろし

くお願いいたします。

不登校への支援活動の経験を踏まえてお答えいたします。

不登校の子供の支援で最も大切なことは、不登校になった子供の心を理解することです。不登校支援の難しさは、支援する人の関心が不登校という当事者の状態に向けられやすく、心に関心を持つ人が非常に少ないという点にあります。しかも、心の理解を伴わない支援が当事者にとって新たな苦しみの原因になることが、審議をされた議員の皆さんにも余り知られているとは思えませんが。

不登校の子供は二重の苦しみを抱えます。二重というのは、一つは、不登校になる前に競争的管理的な学校生活や人間関係のもつれなどを通して抱え込まれた根源的な苦悩です。もう一つは、不登校状態に陥った後、親や親族あるいは教員などが示す反応に追い詰められ、行くべき学校に行けないことで自己否定の感情を深めていく二次的な苦悩です。

重要なのは、この二重の苦悩を抱えた子供が陥る精神状態です。それは、自らの過去と現在と未来の深刻なる切断と表現できます。現在の自分から過去と未来を切断することで、崩れ落ちそうな現在の自分を守りつつ、辛うじて生きている状態と表現できます。

この話をすると、不登校を経験した青年たちの多くが、自分が経験した苦しみの意味がよく分かると言ってくれます。そして、青年たちが取り戻す時間の順番は、まず現在、そして未来、そしてつと後に過去ということなのです。

その現在を取り戻すための葛藤状態にある不登校の子供に未来志向を促す学校や勉強の話をすることは、それだけで自らを守るために固く閉ざした未来への扉が無理にこじ開けられることに等しく、同時に、その話を拒絶にこじ開けられる自分自身への絶望感を強めることにつながります。また、思い出すのも怖い過去の扉をこじ開ける原因追及の問いかけは、辛うじて維持しているアイデンティ

テイを壊されるような苦痛を子供に与えます。不登校の子供の家庭内暴力は、このような働きかけを受けた後に多く見られる命懸けの自己防衛の反応であることを知っていただきたいと思えます。不登校の子供が学習への意思、つまり未来への関心を示し始めるのは、安心して自分のままでいられる家庭などの居場所であらかな時間を必要とだけ過ぎすことを保障された後に訪れる、安全で安心な現在を実感できた後のことです。

ここで、法案についてですが、理解し難いのは、不登校対策法でありながら、現在を取り戻す段階にいる最も苦しい子供に対する対応がほとんど明示されず、附帯決議や何々などの等の解釈の中で主に説明されていることです。そのことに不登校関係者の多くが深い危惧の念を抱いていることを議員の皆さんには是非念頭に置いていただき、最後まで慎重には慎重に審議を尽くしていただきたいと思っております。

○吉良よし子君 不登校の子供たちが置かれている状態の意味というものがよく分かるお話だったと思います。

もう一問、廣木先生に伺います。

本法案では、児童生徒の意思の尊重が書かれており、衆議院での質疑では、子供を追い詰める心配はないとの答弁もありましたが、その点について先生はいかがお考えでしょうか。

○参考人(廣木克行君) お答えいたします。

不登校の子供の意思の尊重は容易なことではありません。そもそも子供の意思を知ること自体が簡単なことではないからです。さきに述べた二重の苦悩を抱え、現在を取り戻す葛藤の中にある子供の場合、その心に関心を持って寄り添う信頼関係を築いた人しか自分の思いを語らないからです。

しかしながら、そういう信頼関係を築ける人が現在の学校に少ないというのが現実です。条文にあるから大丈夫と言われても、現実には、尊重されるべき意思の理解さえ難しい状況にあると言わなければならないと思います。信頼関係のない人から形式的

な意思の確認とそれに基づく支援は、不登校の子供を更に傷つけ、引きこもり状態を長引かせる可能性が高いことを改めて強調しておきたいと思えます。

法案では、意思の尊重という文言は確かに第三条の四号にあります。しかし、それは、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者という国民一般にはなじみの薄い言葉にしか係っていません。この条文の文言に不登校が含まれると読み取ることのできる教員も決して多くはないと思えます。その一方で、不登校の児童生徒に特化した条文を見ると、意思の尊重や意思の把握という文言は一切ありません。

以上の事実を照らすとき、法律の説明に際してその趣旨を周知徹底していただくことはもちろん重要ですが、予想される子供たちの苦悩を避けるためには、文言を見ただけで誰にでもその趣旨が伝わるように、慎重に審議の上、この法案を改めることが必要だと強く思います。

以上です。

○吉良よし子君 廣木先生、ありがとうございます。

文科省には、この不登校の子供たちの意思の尊重、これが重要であることを関係者に周知徹底することを強く求めた上で、次に提案者に伺いたいと思えます。

本法案第一条、不登校児童生徒の定義について、先ほどもありましたが、不登校という状態を定義すればよく、子供を不登校児童生徒とそうでない子に二分するような定義はやめてほしいとの抗議の声が多く寄せられています。しかも、本法案では、不登校児童生徒を、学校における集団生活に関する心理的な負担その他の事由のために、不登校の期間学校を欠席する児童生徒と定義しており、不登校は子供の心の問題であると、あたかも子供自身が悪いかのような偏見を助長させかねません。しかも、子供の心理的負担の大きな要因である学校の在り方について法案に書いていないということは問題です。不登校の要因として条文に

子供の心理的負担のみを例示しているその根拠は何なのでしょうが、お答えください。

○衆議院議員(河村建夫君) 先ほどの廣木参考人というものが、非常に複雑といいますが、奥が深いということであること、我々も共感を得ておるところであります。

いずれにしても、現実には学校に行けない状況が御本人にある、そしてその原因を、これは表面的だという指摘もあるか分りませんが、そういう状況を調べてみると、いろいろな状況、周辺の状況を聞くと、やっぱり友人関係であるとか学校、それが起因するしなは別として、学業がなかなかうまくいかないとかいろいろな原因がある、やっぱり心の中にそうした不安をたくさん抱えておるということ、これが不登校状態の原因であるということだと思えます。

これをどう表現するかということで、心理的負担という言葉を使っておりますが、あくまでもこれは例示をしたと我々は考えております。具体的な定義においては、それ以外のいろいろなことがあると、御指摘いただいたようなことも踏まえて、その要因、背景、そういうものを十分考慮した上で、この言葉をもって、一応代表して、それを十分配慮した上でこれからの対応をしていくということとは私は当然のことだというふうにして思っております。

○吉良よし子君 様々な要因があるのは当然というお話でしたが、それでも法案を見ると心理的負担という点だけが例示されていると。

文科省に伺うと、それは、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の中で、不登校のきっかけ、理由として、本人の不安の傾向があるということが多いという、そういう調査があったからだというお話もあつたと聞いております。ただ、この調査の回答ですが、確かに見ると、不登校の要因として、不安などの情緒的混乱、無気力が五年連続一位、二位を占めているわ

けです。ただし、この結果は実態と大きく乖離している問題視されているということは御存じでしょうか。何より、この調査の回答者というのは教職員のみになっていくわけですね。

一方、その不登校の原因について、生徒自身が回答したという調査もあります。お配りした資料を御覧いただきたいと思うのですが、文科省の有識者会議である不登校生徒に関する追跡調査研究が発表された不登校生徒に関する追跡調査がそれで、それについて内田良名古屋大大学院准教授がその調査を比較しているわけですね。教職員の回答の中では、教職員との関係を理由とするものは一・六%となつてはいるわけですが、生徒回答では二六・二%と十六倍もの開きがあるということをこの調査の中で内田さんが指摘されているわけです。まさに、これこそ子供の心の状態を理解していないという表れにもなるのではないのでしょうか。そんなずれのあるような調査を基にして不登校児童生徒の定義を行うから、当事者の皆さんは本法案に命の危険を感じると立ち上がっていらつしやるわけですね。

先日、いじめの放置から不登校になつてしまった東京の女子中学生の親御さんからお話を伺いました。娘が嘔吐や腹痛に悩み、どうしていいのかわからないのに、校長先生からは、学校に通えないならこのフリースクールはどうですか、また、教育支援センターはどうですかと執拗に勧められると訴えを聞きました。これこそ、冒頭、廣木さんが指摘されたような、心の理解を伴わない支援による当事者にとっての新たな苦しみなのではないでしょうか。本法案の施行によつて、こうした苦しみが更に広がるようなことはあつてはなりません。

提案者にまた伺います。

お配りした資料の最後でも指摘されているように、当事者を原点にしない対策は本人の思いと外れてしまい、かえつて当事者を苦しめてしまうので、そういう点を本法案施行に当たつて全国の学校関係者に周知徹底すべきと考えますが、いかが

でしょうか。

○衆議院議員(青山周平君) お答えをいたします。

吉良先生がおっしゃられるとおり、当事者である子供を原点にした対策でなければならぬというの、私も同じ考えであります。

そこで、不登校生徒の支援に当たっては、本人の意思を十分に尊重することが重要であると考えております。法案の基本理念においても、先ほど来お話がありますとおり、意思を十分に尊重する旨を定めております。さらに、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることも重要であると考えており、同じく基本理念でその旨を定めております。

提案者といたしましても、この法案の趣旨について政府において教育委員会等関係者に十分周知していただきたいと、そのように考えております。

○吉良よし子君 本場に、当事者を原点にしないと本人が苦しむんだと、そういう点を是非とも通知して周知徹底するように強く求めて、次に移ります。

本法案第十三条には、不登校児童生徒の休養の必要性について書かれております。しかし、不登校でない限り休養の必要性は認められていないのではないかとというような危惧も寄せられているわけです。

NPO法人フォアの山下耕平さんという方は、自殺にまで追い詰められる子供が後を絶たないのも、休むことができない学校の在り方にこそ一因があるとおっしゃっていて、誰もが安心して不登校できる学校、誰もが安心して休める学校こそが誰もが安心して通える学校なんだというふうにおっしゃいました。子供たちの現実を目を移せば、授業時数が最大限延ばされてしまい、塾や稽古事など忙しい生活に追われて抑うつ傾向が大人並みになっている、そういう調査結果もあるわけです。

ここで提案者にまた伺います。誰もが安心して休める学校こそが誰もが安心して通える学校だというこの考え、共感を持って受け止めるお気持ちはあるでしょうか。

○衆議院議員(富田茂之君) 今、吉良委員がおっしゃったことは、立法チームの議論の中でも度々出てまいりまして、本場に休む必要が、大事だという議論をずっとしてまいりました。学校に通っている児童生徒の中にも、様々な理由で学校生活に困難を感じながら無理をして頑張つて登校している児童生徒がたくさんいるというふうな立法チームでは考えております。

それで、第八条におきまして、学校生活上の困難を有する児童生徒の個別の状況に応じて支援を行う学校の取組について、まず規定をさせていただきました。その上で、第十三条で不登校児童生徒にとつての休養の必要性を規定してございまして、その趣旨を踏まれば、例えば、児童生徒の状況によっては、いじめを受けている場合に無理をせず一定期間休んでもいいということも考えられます。第八条におきましては、そうした状況に応じて学校として必要な支援を行うケースなども考えられるところであります。

提案者といたしましては、無理して頑張っている子供さんたちに、無理しないでいいんだよ、休んでもいいんだよ、そういうメッセージを届けていきたいというふうな考えております。

○吉良よし子君 無理して頑張っている子供たちにとつておっしゃっていただきました。まさに、こういう誰もが安心して休める学校こそが誰もが安心して通える学校だというメッセージ、もう一日も早く政治の側から大きく周知徹底していただくように私は強く求めたいと思うわけです。

最後に文科大臣に伺いたいと思いますが、本法案の附則の二は、政府に教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加えることを求め、附則の三で、三年以内に教育機会の確保等の在り方の見直しなどを求めているわけですか。

一つ目です。教育機会の確保等の「等」には、教育機会の確保ではない不登校の子供たちの命や葛藤への支援など、広範囲な支援が含まれているという理解をしてよろしいのでしょうか。

二つ目。附則の具体化に当たっては、当事者、関係者の意見をよく聞く必要があると思うわけですが。先ほど、この法案作る際にはなかなか当事者の声が開けなかった、聴取されなかった、そういう話もありました。今もなお、本法案に反対、慎重審議を求めの方々からの声は数多く寄せられているわけですが。だからこそ、本法案の三年以内の検討に当たっては、不登校の子供や家族に関わる関係者、教員団体の意見など、多くの当事者、関係者の意見を十分に聞いて進めようということ、約束していただきたいと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) 一つ目の経済的支援の在り方については、その仕組みや対象も含め、法案成立後、文部科学省において検討してまいりたいと考えております。

二つ目の御質問の法律施行後三年以内の検討に關してありますが、附則の規定に基づき、この法律の施行の状況について検討を行う場合は、必要に応じて関係者の意見を聞いてまいりたいと考えております。

○吉良よし子君 法案成立後に検討とか、必要に応じてとおっしゃいますけれども、やはり広範囲な支援というものは必要ですし、また当事者、関係者の声をよく聞くというのはもう絶対に避けては通れない、とりわけこの不登校に關して言えば、子供たちが本場に苦しんでいるわけです。命の危険にもさらされているわけです。だからこそ、しっかりと当事者の皆さんの声をよく聞いていただくこと、このことを強く求めまして、私からの質問とさせていただきます。

○木戸口英司君 希望の会(自由・社民)、自由党の木戸口英司でございます。平成二十八年一月に文部科学省に設置された不登校に関する調査研究協力者会議は、平成二十八

年七月に、最終報告「一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進」を取りまとめしております。これを受け、文部科学省は同年九月に、不登校児童生徒への支援の在り方について、通知を發出しております。当該通知は、現時点において文部科学省が提示し得る不登校児童生徒への支援を網羅したものであるという理解でよろしいか、まずはお伺いいたします。

○国務大臣(松野博一君) 不登校に関する調査研究協力者会議における提言を踏まえ、本年九月に初等中等教育局長通知、不登校児童生徒への支援の在り方について發出をしたことは委員から御紹介いただいたとおりであります。

本通知は、不登校児童生徒への支援に関する基本的な考え方について改めて整理するとともに、学校や教育委員会による取組の充実を内容とするものであり、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援に必要な視点及び具体的な施策を総合的に取りまとめたものと考えております。

○木戸口英司君 私も読ませていただきました。調査研究協力者会議においては、不登校児童生徒数が依然として高水準で推移していることから、時代の変化とともに、新たに付加すべき点など見直すべき点がないかを一度検証することが必要であるとの認識の下、最終報告を取りまとめしております。ただ、その内容は、今、整理したというところでありますけれども、現行の不登校施策の延長という感が否めない感じがいたします。

調査研究協力者会議による検証について、文部科学省の所見をまずはお伺いいたします。あわせて、最終報告を踏まえ、通知及び平成二十九年年度概算要求において現行施策に新たに付加された点あるいは見直された点は何か、具体的にお示し願いたいと思います。

○国務大臣(松野博一君) 本年七月に不登校に關する調査研究協力者会議において取りまとめられた最終報告は、不登校の現状と課題をできる限り実証的、客観的に検証するとともに、実際の支援に携わられている多くの方々からヒアリングを

行った上で取りまとめたものと承知をしております。不登校児童への支援の改善充実に向けて重要な御提言をいただいたと考えます。

本報告書を踏まえ、本年九月に各都道府県教育委員会等に対し、不登校児童生徒への支援の在り方について通知をしたところですが、本通知においては、児童生徒理解・教育支援シートを活用した組織的、計画的支援、不登校児童生徒への多様な教育機会の確保、教育支援センターを中核とした整備充実及び活用などを求めたところであります。

また、本報告書を踏まえ、平成二十九年年度概要要求においては、いじめ対策・不登校支援等推進事業において、教育相談体制の充実のためのスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充、教育支援センターの設置促進など、不登校児童生徒の学校外での様々な学習をきめ細やかに支援する体制の整備に向けた実践研究等に関する経費を要求したところであります。

○木戸口英司君 それでは、今の平成二十九年年度概要要求については最終報告で示された様々な取組の実現について十分なものとなっているというごとの理解でよろしいかと理解をいたしました。また、次の質問に移らせていただきます。

それでは、発議者にお伺いをいたします。本法律案が、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な学習活動の重要性や個々の不登校児童生徒の休養の必要性に言及している点は評価をしたいと思います。特に、休養については子供たち全てに認められるべき権利であると考えます。

しかしながら、不登校の子供たちや保護者、支援者の方々からは、本法律案の成立により学校復帰への圧力が高まるのではないかと、子供たちが追い詰められるのではないかと強い懸念の声が多数寄せられております。学校や先生が不登校の子供たちのために思っている一生懸命頑張ることが、逆に子供たちの重荷になることも懸念されております。

法案発議者はこうした懸念の声をどのように受け止めているか、お伺いいたします。

○衆議院議員(伊東信久君) お答えいたします。

木戸口議員御指摘のように、子供たちの周りの大人たち、学校や先生が頑張れば頑張るほど子供たちのかえって負担になるのではないかなど、本当に様々な御意見が関係者の方々からあることは十分立法チームとして承知しております。そういった関係者の皆様の御意見を受け止めた上で、児童生徒一人一人、一人一人によってやっぱり状況が違うということを理解した上で、その支援を進めるためにこの法案をまとめました。

法案の中の基本理念の中で、不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること、また、第十三条において、御指摘のとおり、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な学習活動の重要性に鑑み、ここで一人一人の生徒の多様性に対応しているということですので、そして、先ほど議員から評価をいただいたところなんですけれども、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、つまりは、本日の委員会でも議論になっておりますけれども、子供たちに、休んでもいいんだよ、休めるんだよと、そういったメッセージを法案に盛り込み、必要な措置を講ずるものと定めています。そして最後に、こうした法案の趣旨を教育委員会などに周知していただくことが重要だと考えております。

○木戸口英司君 分かりました。

本法律案が成立した後においても、不登校の子供たち、保護者、支援に携わっている各種団体や専門家の意見に引き続き耳を傾けることが重要と考えます。文部科学省としては、本法律案に懸念を持つている人々の声をどのように受け止め、施策に反映させていくつもりか、まずは見解を伺います。

○国務大臣(松野博一君) 本法案では、施策を総合的に推進するための基本方針を文部科学大臣が定めることとしており、その際、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとされてお

ります。本法案が成立した際には、法案の規定に基づき、関係者の意見を聞いた上で基本方針を作成してまいります。

○木戸口英司君 先ほど触れた最終報告によりまずと、国に対しては、不登校児童生徒の割合が大きく低下している地方公共団体の先進事例等を集、分析し、それらを全国に情報提供することを求めています。

不登校の要因、背景はますます多様化、複雑化しており、支援に携わる機関、団体、専門家も多様化していることから、様々な情報を収集し、多面的な分析評価を行うことが重要であると考えます。その際には、学校にとつての好事例が子供にとつては全くそうではなかったという場合も十分にあり得ることから、情報収集には力を入るとともに、当事者の心情に配慮した、より慎重な分析評価が求められると考えますが、いかがでしょうか。文部科学省に伺います。

○国務大臣(松野博一君) 近年、不登校事案の多くは、家庭や学校に関わるものを含め様々な要因が複雑に関わっていると考えられ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を行うためには、取組事例の収集、適切な分析を行うことが必要であると考えております。

引き続き、文部科学省の調査において、不登校の要因やこうした児童生徒への相談、指導の状況等様々なデータを収集し多角的な分析を行うほか、各教育委員会から個別の児童生徒の状況を踏まえた不登校支援の好事例を収集し全国に紹介するなどして不登校施策の推進に努めてまいりますと考えております。

○木戸口英司君 好事例ももちろん大事だと思うんですが、大変苦労している学校現場、先生方いらっしゃると思います。難しい事例こそ大事にするべきだと思いますので、その点も配慮をまず要望いたしますと思います。

この点は先ほど来質問が重なるところですが、私からも確認させていただきたいと思っております。不登校児童生徒の定義についてであります。

本法律案は不登校児童生徒を定義しておりますが、不登校の子供と不登校でない子供とに子供たちが分断されるおそれは否定できません。学校や先生が個々の不登校児童生徒の意思を尊重することなく、不登校の子供はフリースクールや教育支援センターへ、不登校でない子供は普通学級へと振り分けるようなことは決してあつてはならないと考えますが、この点について発議者の見解を伺います。

○衆議院議員(河村建夫君) 趣旨説明でも触れたところでありませけれども、この法案は、基本理念といたしまして、まずは全ての児童生徒が豊かな学校生活の中で安心して教育が受けられるような状況、そうした学校の環境の確保がまず前提になっておりますが、同時に、不登校児童生徒も安心して教育を十分に受けられるような学校における環境の整備がまず図られるべきだということ、そのこともうたつてあるわけでございます。

そのことによつて、いわゆる差別化といえますか、そういうことが起きないように、そのことにつきましては、衆議院の文部科学委員会の附帯決議におきまして、本人の意思を尊重することが重要であつて、不登校となった児童生徒が一般の学校、学級で学ぶ権利を損ねないようにすることという決議も行われたところであります。

まさに、個々の児童生徒の意思に反して学びの場が分断されるようなことがあつてはならない、フリースクールというのはそういうところから生まれたものだと、こう思っておりますが、こういう考え方に立つて、今回の法律の趣旨をもっと徹底をしながらその理解を更に広げていく必要はこの法律におきまして重要であると、発議者我々、そういうふうにご考慮をいただいております。

○木戸口英司君 それでは、もう一点、発議者にお伺いいたします。

現在、文部科学省の問題行動等調査で用いられている定義では、年間の欠席日数が三十日に達しなければ保健室登校であっても不登校とはならないなど、不登校を定義することの難しさが分かつ

てまいります。

こうした中で、あえて不登校児童生徒を定義する理由は何でしょうか。具体的な定義の内容を条文に書き込まず、文部科学大臣が定めるとした理由は何でしょうか。

○衆議院議員(河村建夫君) 今御指摘の点は、この法案を提出するまでの協議の中でもいろいろな議論があつたところであります。

ただ、これ、この法案は、不登校児童生徒の方々十二万人もおられると、この現状の中で少しでも、全員一遍に十二万人解消するということが、なかなか難しい問題であろうが、そういう方々にも日本の教育、またフリースクール等の教育、そういうものを国もやっぱり支援をする必要があろうということから生まれたものであります。そのため施策の対象を明確化しなきゃいかぬということから定義が生まれたものでございませう。

その中で、先ほど来議論がありますように、不登校児童生徒の状況を十分把握した上で、実情に応じて、その事態に応じた定義が可能でありますようにということ、このことは文部大臣が定めるところというふうにしたところであります。

○木戸口英司君 それでは、続けて発議者にもう一点お伺いします。

先ほど報告書、私触れましたけれども、その中にもあるんですが、不登校支援において、まず是不登校が生じないような学校づくり、そして不登校児童生徒に対する早期支援ということの重要性、触れられております。しかしながら、本法律案においては、法の目的が教育機会の確保ということになったためか、この視点が踏み込み不足と感じられます。この点について、法案発議者の見解をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員(伊東信久君) ありがとうございます。

木戸口議員御指摘のように、不登校支援におきまして、不登校が生じない学校づくり、加えて不登校児童生徒に対する早期の支援というのが重要

というのには十分に認識しております。この上で、本法律案の中で、基本理念といたしまして、第三条第一号におきまして、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること、また同条第三号において、不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備が図られることが規定されております。

また、第八条では、国及び地方公共団体は、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組など、学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものと規定されております。

議員御指摘のように、全ての児童生徒にとって学校が安心して教育を受けられる場であることは重要なことでありまして、この法律の基本理念に基づき、不登校が生じない学校づくりや不登校児童に対する迅速かつ適切な支援が実現されることを期待しております。

○木戸口英司君 報告が出されて通知がまた発出されていると、これまでの不登校対策が整理され、さらに検討を加えられているというお話がありました。ところが、問題行動等調査によれば、先ほど来触れられているとおり、平成二十七年の不登校児童生徒数は十二万六千人を超え、三年連続で増加を続けている。これは従来の不登校施策の効果が不十分であることの証左であると考えますが、改めて文部科学省の見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(松野博一君) 文部科学省においては、不登校児童生徒への支援について、教育相談体制の充実や教育支援センターの充実を含む各種施策に取り組んでまいりました。しかしながら、現在のところ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについて、各学校への配置が必ずしも十分でないなど改善すべき点があると考えており、これらの専門スタッフの拡充を通じて家庭訪問による支援や関係機関との連携による支

援を一層強化してまいりたいと考えております。

○木戸口英司君 それでは、文部科学省のフリースクール等に関する検討会議、今行われております。文部科学省においては、検討会議における議論をフリースクール等への支援や学校外での学びの確保等に向けてどのように反映していくつもりか、お伺いをいたします。

○国務大臣(松野博一君) 御指摘の有識者会議においては、本年七月、審議経過報告を取りまとめるところです。そこでは、教育委員会、学校と民間の団体等が連携した支援の充実、家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実を基本的な方向性としております。同検討会議では、本年度中に最終取りまとめを予定しており、その取りまとめを受け、必要な施策を講じてまいりたいと考えています。

○木戸口英司君 もうそろそろ時間ですので、最後はこれ要望に終わらせていただきます。不登校の子供たちへの支援等については、引き続き検証を行うとともに、教育再生実行会議の提言等にも応える形で抜本的な施策の見直しに踏み込むことは、施策推進の役割を担う文部科学省に求められている役割であると強く考えます。

あわせて、文部科学省に対しては、不登校の子供たちを含む全ての子供たちの社会的自立に向けて不登校の取組を要望し、質問を終わります。

○委員長(赤池誠章君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○吉良よし子君 私は、日本共産党を代表して、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案に反対の討論を行います。そもそも本法案は、議員連盟の場において、夜間中学、フリースクールへの支援をと検討されてきました。しかし、最終的には夜間中学の設置促進と不登校の子供たちへの対応を内容としていま

す。性格の違う施策を一つの法案に盛り込むのではなく、課題をそれぞれに検討すべきであること、まず申し上げます。

その上で、夜間中学は、日本語を学びたい外国人や様々な事情から改めて中学での学び直しを希望する既卒者らを応援する学校であり、その役割は重要です。しかし、全国八都府県に三十一校しかなく、設置されていても就学の機会が制約されている地域もあります。本法案により、都道府県ごとに協議会を設けることは夜間中学の開設の拡大、拡充につながるから賛同します。

問題は不登校対策です。過度に競争的で管理的な学校から自らの心と命を守るための緊急避難や自己防護の手段として、多くの子供が不登校となつております。学校に行かない自分を責め、不安や緊張感にさいなまれ、命の危機にさらされている子供たち、必要なはその心の理解を放置したままの不登校支援ではなく、不登校を生み続ける学校教育の在り方を根本的に改めて、子供の命を守り、心の理解を第一にした安心、安全な居場所や人間関係を確保することです。

しかし、本法案は、不登校の子供の教育機会の確保、支援を言いながら、学校復帰を前提にした国の施策を正当化するものです。既に不登校ゼロ、半減などの数値目標の導入によって子供と親は追い詰められ、更に傷つくことになってしまふ。一九九〇年代に、国は、不登校は誰にでも起こり得る、競争的教育もその一端となつていふことを認めました。国連子どもの権利委員会からも、高度に競争的な学校環境が不登校などを助長している可能性があるとの懸念されています。にもかかわらず、本法案は学校の在り方について不問にしていることも問題です。

以上のように、不登校の子供たちに真に必要な対策とは言えない、当事者の思いに逆行する本法案には賛成できないことを表明し、討論といたします。



○木戸口英司君 希望の会(自由・社民)、自由党の木戸口英司です。

私は、教育機会確保法案に対して反対の立場から討論を行います。

不登校の子供たちは依然として年間十二万人を超えており、状況は極めて深刻です。こうした中で、超党派の立法チームの同僚議員各位が本法案の取りまとめに真摯な努力を続けてこられたことに、法案への賛否は別として、まずは心からの敬意を表したいと思います。

本法案には確かに一歩前進と評価できる部分もあるのですが、フリースクールなど学校以外の場における学びを義務教育に位置付けるとした当初の画期的な構想を離れ、不登校対策に主眼が置かれたものとなっています。そして、不登校の子供たちや保護者を始めとした当事者の方々からは、法案はあくまでも学校が中心であり、学校復帰への圧力が高まるのではないかと、子供たちを更に追い詰めることになるのではないかなど、様々な懸念や不安の声が私の下に寄せられています。また、当事者からの意見聴取も決して十分ではありません。法案成立を急ぐことなく、本法案への懸念や不安についての意見をしっかりと受け止めることが必要です。そして、本法案への賛否をめぐり、これまで不登校の子供たちに全力で真摯に向き合ってきた方々の間に亀裂が生じかねないこともとても気掛かりです。

以上申し上げた理由から本法案には賛成しかねるのですが、不登校対策は待ったなしであり、また、年齢や国籍などに関わりなく多様な学びをどのように確保していくかは引き続き重要な課題です。文部科学省には、今後の施策の実施に当たり、法案への懸念や不安を払拭するよう真摯に対応することを強く求めます。

最後に、夜間中学について申し述べます。夜間中学は多様な学びの場となっており、支援策の大幅な拡充が必要であることは衆目の一致するところだと思います。この点を踏まえ、本法案から夜間中学の部分を切り離して早期に成立させるべきです。

あることを申し上げ、私の反対討論を終わります。

○委員長(赤池誠章君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤池誠章君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、齋藤君から発言を求められておりますので、これを許します。齋藤嘉隆君。

○齋藤嘉隆君 私はいまだ可決されました義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律案に対し、自由民主党、民進党・新緑風会、公明党、日本維新の会及び無所属クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法に定める不登校児童生徒に対する支援に当たっては、全ての児童生徒に教育を受ける権利を保障する憲法のほか、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。
- 二、本法第二条第三号に定義された不登校児童生徒への支援、その他不登校に関する施策の実施に当たっては、不登校は学校生活その他の様々な要因によつて生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものであるとの視点

点に立つて、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。

三、文部科学大臣は、本法第七条の基本指針の策定に当たっては、特に児童生徒や保護者、学校関係者などの当事者の意見を多面的に聴取しその意見を反映させるとともに、本法第三条第一号に掲げる基本理念のつとめ、多様な児童生徒を包摂し共生することのできる学校環境の実現を図ること。また、その学校環境の実現のために、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること。

四、本法第八条の運用に当たっては、本法第十三条の趣旨も踏まえ、例えば、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。

五、本法第三章に定める不登校児童生徒の環境や学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。

六、本法第十条に定める不登校特別校の整備や第十九条に定める教材の提供その他の学習の支援に当たっては、営利を目的とする団体等によるものには慎重を期すこととし、教育水準の低下を招くおそれがある場合には、これを認めないこと。また、不登校特別校や本法第十一条に定める学習支援施設の運用に当たっては、本人や保護者の意思が最優先であるとの基本認識の下、本人や保護者の意見が聴取するなどし、不登校となった児童生徒が一般の学校・学級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。

七、本法第十四条に定める夜間その他特別な時

間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置により、就学の機会を希望する学齢超過者に対し、就学の機会が可及的速やかに提供されるよう、地方公共団体は、本法第十五条に定める協議会の全ての都道府県への設置に努めるとともに、政府は、地方公共団体に対して積極的な支援を行うこと。

八、夜間その他特別な時間において授業を行う学校が、不登校の生徒を受け入れる場合においても、様々な事情で義務教育を受けることができなかった学齢超過者等の教育を保障する役割を担っていることを今後も十分に尊重するとともに、その実態を踏まえ、教員の加配も含めた教職員の配置の拡充や教職員の研修の充実を図ること。また、その整備に当たっては、地域の実情を十分に考慮し、画一的なものとならないようにすること。

九、不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(赤池誠章君) ただいま齋藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(赤池誠章君) 全会一致と認めます。よって、齋藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、松野文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。松野文部科学大臣。

○国務大臣(松野博一君) ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(赤池誠章君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(赤池誠章君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十七分散会

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、障害児学校の設置基準策定に関する請願(第六三九号)

一、私立学校の保護者負担を軽減するとともに、教育環境の改善のための私学助成を充実することに係る請願(第六三九号)(第六四〇号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに係る請願(第六四三三号)

一、私立学校の保護者負担を軽減するとともに、教育環境の改善のための私学助成を充実することに係る請願(第六四四号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願(第六四五号)(第六四六号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに係る請願(第六六一号)

一、段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願(第七五六号)(第七五七号)(第七五八号)

(第七五九号)

第六三八号 平成二十八年十一月十一日受理

障害児学校の設置基準策定に関する請願

請願者 東京都目黒区 長塚真理子 外四

百九十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第六三九号 平成二十八年十一月十一日受理

私立学校の保護者負担を軽減するとともに、教育環境の改善のための私学助成を充実することに関する請願

請願者 札幌市 久野信之 外一万九千九

百九十九名

紹介議員 橋本 聖子君

私立学校は建学の精神と独自の教育理念の下、公教育の一翼を担うものとして新しい時代に対応する特色ある教育を目指して教育の振興発展に大きな役割を果たしているが、その経営基盤は依然として脆弱である。加えて、長期的な生徒・児童の減少や長引く景気低迷による生徒の修学継続への影響が懸念されるなど、私立学校を取り巻く環境は更に厳しさを増しており、経営基盤に与える影響が憂慮されている。このようないことから、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図り、教育内容の充実と私立学校の経営の健全性を高め、いくことが求められている。私学教育の重要性や私学を取り巻く厳しい状況を認識し、私学助成制度の充実強化に努めるよう求める。

ついては、次の措置を採らねばならない。

一、公私の学費格差の解消、保護者負担の軽減のため、私学助成の拡充・充実に努めること。

1 現行の経常助成(私立中学校・高等学校管理運営対策補助金)の拡充・増額に努めること。

2 私立中学校・高等学校の施設設備改善のための特別助成措置を講ずること。

3 全ての生徒が、高等学校等就学支援金制度

による支援を受けられるように、制度の充実を図ること。

4 給付奨学金事業・授業料軽減補助事業の更なる充実・運用・拡充を図ること。

二、私立中学校・高等学校の特色ある教育を推進するための特別補助の充実に努めること。

第六四〇号 平成二十八年十一月十一日受理

私立学校の保護者負担を軽減するとともに、教育環境の改善のための私学助成を充実することに関する請願

請願者 北海道江別市 山口太一 外一万

四千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第六四三三号 平成二十八年十一月十四日受理

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願

請願者 新潟県上越市 前山三千子 外九

十九名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第六四四号 平成二十八年十一月十四日受理

私立学校の保護者負担を軽減するとともに、教育環境の改善のための私学助成を充実することに関する請願

請願者 札幌市 右谷展子 外一万四千九

百九十九名

紹介議員 徳永 エリ君

この請願の趣旨は、第六三九号と同じである。

第六四五号 平成二十八年十一月十四日受理

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願

請願者 東京都分寺市 本間裕子 外九

十九名

紹介議員 相原久美子君

二〇一五年五月、超党派フリースクール等議員連盟・夜間中等義務教育拡充議員連盟の合同総会が開かれ「多様な教育機会確保法(仮称案)」が提案されてから、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律案」として継続審議になるまで、登校拒否・不登校当事者や親、関係者の賛否は大きく割れたままであり、むしろ懸念の声は大きく広がった。法案の内容も当初のフリースクール支援法案から、不登校対策法案へと大きく変わった。不登校の小・中学生は年間十二万三千人以上に上り、ますます増えている。追い詰められた子供たちの自殺は後を絶たない。不登校問題は、教育の問題だけでなく、子供の命に関わる国民的課題である。二〇一六年四月の同議連総会では、一年を掛けても全会派一致を得られず、「まずは成立させ、直すべきところを直し、変えるべき点は変えていく」という結論になった。しかし、これは余りにも乱暴なやり方で、審議不足の結果が如実に表れていると言える。継続審議となったが、子供の命にも関わる法案を拙速に成立を急ぐのではなく、当事者・保護者や専門家・教職員等多くの人の意見をよく聞いた上で、時間を掛け慎重な審議を重ねることを強く求める。

ついては、次の事項について実現を図らねばならない。

一、子供たちの最善の利益を第一に、時間を掛けて慎重に審議すること。

二、審議には参考人を招致して、当事者・保護者や専門家・教職員等関係者の声を聞く機会を設けること。

三、性格の違う夜間中学と法律を分けて検討すること。

第六四六号 平成二十八年十一月十四日受理

義務教育の段階における普通教育に相当する教育

の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願

の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願

の機会の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願

請願者 長野県茅野市 久保田孝子 外九十九名

紹介議員 徳永 エリ君

この請願の趣旨は、第六四五号と同じである。

第六六二号 平成二十八年十一月十六日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに關する請願

請願者 沖繩県那覇市 高里鈴代 外九十九名

紹介議員 川田 龍平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第七五六号 平成二十八年十一月十七日受理  
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願

請願者 長野市 一般財団法人長野県教職員互助組合理事長 佐藤文博 外千七百四十七名

紹介議員 羽田雄一郎君

急速な少子高齢化社会の流れにあって、団塊の世代が七十五歳以上になる二〇二五年度には、社会保障給付費は百五十兆円に迫ると推計(厚生労働省発表)されている。社会保障給付費は、二〇一三年度に既に百十兆円となり、二〇一四年度は百十五兆円を超える見込まれている。政府は、こうした状況に将来的に対応するため、二〇一一年に社会保障と税の一体改革をまとめ、その中長期的な道筋となる二〇一三年末に成立したプログラム法案に沿って実行段階に移った。この法律の工程表により、消費税率の二〇一四年四月から八%への引上げとともに、七十歳から七十四歳の医療費の自己負担の二割負担への段階的引上げが実施された。また、医療や介護保険など地域包括

システムや利用者負担の公平化を理由に負担増や介護サービス受給の基準の引上げなどが二〇一五年より実施された。新たな負担増とサービスの低下となる項目が多く盛り込まれている。これらの内容を見ると、社会保障と税の一体改革に示された「必要な社会保障の充実・機能強化を確実に実施し、同時に社会保障全体の持続可能性を確保するため」とした基本的な考え方からは後退し、公的給付の削減と国民負担増の道に進むのではないかと不安を抱かざるを得ない。今、学校で働く教職員は、複雑化する社会・地域の中で多様な子どもたちと向き合い、いじめや不登校の問題等、多くの困難な教育課題に取り組み、多忙の中で奮闘している。教職員が一人一人の子供と向き合う時間を確保するためには、教職員定数の改善を図る等、安心して職務に専念できる環境を整えることが不可欠である。それだけに国の社会保障制度の行方には大きな関心を持たざるを得ない。子育て支援は、未来社会への投資であり、少子化対策の上でも重要である。そして、退職後を含めた医療・介護・年金制度の充実を持続可能な制度として確立することは、老後を安心して暮らすために極めて重要なことである。そのためにも女性の雇用促進・労働環境の整備と未来の担い手である若者の就労保障等、生活の安定を図るための政策を緊急に進める必要がある。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備を進めること。また、そのために教職員定数の改善を早急に行うこと。

第七五七号 平成二十八年十一月十七日受理  
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願

請願者 沖繩県那覇市 一般財団法人沖繩県教職員共済会理事 津波古弘

信 外八百二十一  
紹介議員 糸数 慶子君

この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

第七五八号 平成二十八年十一月十七日受理  
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願

請願者 山梨県甲府市 一般財団法人山梨県高等学校教職員互助会理事 奥田正治 外八百二十一

紹介議員 宮沢 由佳君

この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

第七五九号 平成二十八年十一月十七日受理  
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願

請願者 福岡市 一般財団法人福岡県教職員互助会理事長 城戸秀明 外三千二百四十八名

紹介議員 古賀 之土君

この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案(衆議院)

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第十四条、第十五条)

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策(第十六条、第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。

三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。

四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育に相当する教育の機会の確保及び当該教

育を十分に受けていない者に対する支援をい  
う。

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれていた事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下この条において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育機会の確保等に関する基本的事項
- 二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項
- 三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項
- 四 その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組

を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者(学

校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等

(就学の機会の提供等)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ。)であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 都道府県の知事及び教育委員会
- 二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会
- 三 学齢期を経過した者であつて学校における就学の機会が提供されなかったもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に

関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策

(調査研究等)

第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(国民の理解の増進)

第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつて教育相談に応じるものの確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教材の提供その他の学習の支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供(通信の方法によるものを含む。)その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であつて学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に

関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとする。

十一月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の廃案に関する請願(第八一五号)

一、障害児学校の設置基準策定に関する請願(第八一六号)

一、段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願(第八一七号)(第八一八号)(第八一九号)

(第八二〇号)

一、原発事故による被害、損害の賠償に関する請願(第八三三号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する

る教育の機会の確保等に関する法律案の廃案に関する請願(第八三四号)

一、障害児学校の設置基準策定に関する請願(第八三五号)(第八三六号)(第八三七号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願(第八三八号)

一、段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願(第八三九号)

一、学校現業職員の法的位置付けに関する請願(第八四〇号)(第八九〇号)(第八九一号)(第八九二号)(第八九三号)(第八九四号)(第八九五号)(第八九六号)(第八九七号)(第八九八号)(第八九九号)(第九〇〇号)(第九〇一号)(第九〇二号)(第九〇三号)(第九〇四号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願(第九八七号)

一、段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願(第九八八号)

一、私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願(第九八九号)(第九九〇号)(第九九一号)(第九九二号)(第九九三号)(第九九四号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願(第九九七号)

一、段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願(第九九八号)

一、私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願(第九九九号)(第一〇〇〇号)(第一〇〇一号)(第一〇〇二号)(第一〇〇三号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願(第一〇六五号)

一、段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願(第一〇六六号)

一、私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願(第一〇六七号)(第一〇六八号)(第一〇六九号)(第一〇七〇号)(第一〇七一号)(第一〇七二号)(第一〇七三号)

(第一〇七四号)(第一〇七五号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の廃案に関する請願(第一〇九一号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願(第一〇九二号)

一、段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願(第一〇九三号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願(第一〇七七号)(第一〇七八号)(第一〇七九号)

一、障害児学校の設置基準策定に関する請願(第一一一〇号)

一、私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願(第一一一一号)

一、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減に関する請願(第一一二号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願(第一一二四号)(第一一二五号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の廃案に関する請願(第一二二六号)

一、障害児学校の設置基準策定に関する請願(第一二二七号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願(第一二二八号)

一、段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願(第一二二九号)

一、私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願(第一二三〇号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願(第一四二二号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案の廃案に関する請願(第一四三三号)

一、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願(第一四四四号)

第八一五号 平成二十八年十一月十八日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案の廃案に関する請願  
請願者 神奈川県茅ヶ崎市 石川奈葉 外四十九名  
紹介議員 岩淵 友君

この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第八一六号 平成二十八年十一月十八日受理  
障害児学校の設置基準策定に関する請願  
請願者 富山県黒部市 石井健一郎 外四百九十九名  
紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第八一七号 平成二十八年十一月十八日受理  
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願  
請願者 長野市 一般財団法人長野県退職教職員互助組合理事長 町田修 外五百九十一名  
紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

第八一八号 平成二十八年十一月十八日受理  
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願  
請願者 福岡市 一般財団法人福岡県退職教職員協合理事長 辻傑 外三千二百四十七名  
紹介議員 野田 国義君

この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

第八一九号 平成二十八年十一月十八日受理  
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願  
請願者 山形市 一般財団法人山形県教職員互助会専務理事 阿部茂夫 外二百二十二名  
紹介議員 舟山 康江君

この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

第八二〇号 平成二十八年十一月十八日受理  
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願  
請願者 山梨県甲府市 一般財団法人山梨県教職員互助組合理事長 赤間直人 外九千九百九十六名  
紹介議員 宮沢 由佳君

この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

第八二三号 平成二十八年十一月十八日受理  
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願  
請願者 埼玉県川口市 大久保信子 外百八名  
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第八七号と同じである。

この機会確保等に関する法律案の廃案に関する請願  
請願者 大阪府枚方市 黒倉利恵 外四十九名  
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第八三五号 平成二十八年十一月十八日受理  
障害児学校の設置基準策定に関する請願  
請願者 長野県松本市 春日康志 外四百九十九名  
紹介議員 杉尾 秀哉君

この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第八三六号 平成二十八年十一月十八日受理  
障害児学校の設置基準策定に関する請願  
請願者 横浜市 能登谷直子 外四百九十九名  
紹介議員 木戸口英司君

この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第八三七号 平成二十八年十一月十八日受理  
障害児学校の設置基準策定に関する請願  
請願者 秋田市 進藤昇 外四百九十九名  
紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第八三八号 平成二十八年十一月十八日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願  
請願者 三重県伊勢市 芝田くみ子 外百八十八名  
紹介議員 木戸口英司君

この請願の趣旨は、第六四五号と同じである。

整備、教職員定数の改善に関する請願  
請願者 茨城県水戸市 一般財団法人茨城県教職員互助組合理事長 小野寺俊 外九千三百五十一名  
紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

第八四〇号 平成二十八年十一月十八日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 長野県松本市 近藤敦志 外五百八十一名  
紹介議員 杉尾 秀哉君

学校現業職員は、学校の施設・設備の安全を日々点検し、修繕や整備など教育環境の整備を行い、心と体の健康を育む給食調理、食と農の教育を支える農場作業、障害のある子供を支える介助などの業務に携わっている。さらに、教員と様々な職種の職員と連携し、年間の行事を配慮しながら教育活動を支える業務に取り組んでおり、正規の職員だからこそ、学校の隅々まで目を配り、毎日起こる様々な出来事に対応し、子供たちの安全・安心を守る学校づくりができる。二〇一一年三月、東日本大震災が発生したとき、被災地の学校では児童・生徒の安全確認はもとより地域の避難住民の世話などに教員・養護教諭・事務職員・現業職員などあらゆる職種の教職員が一丸となって全力を尽くした。学校は、正に子供や地域住民の安全・安心のよりどころである。ところが、学校現業職員の法的身分は、高校・特別支援学校は学校教育法第六十条、小・中学校は第三十七条において「その他必要な職員を置くことができる」との規定にとどめられ、「学校現業職員を置く」とは明記されず、教職員標準定数法にも定められていない。そのために、財政難を理由にした現業職員の採用停止・退職不補充、業務の民間委託化が進み、偽装請負が横行している。また、事務職などへの任用替えの押し付けが広がっている。公務員全体に給与制度の総合的見直しによる賃金引下げがある中で、現業職員には更に大幅な賃下げが行

われていることも深刻な問題である。これらの事態は、学校教育活動と不離一体で進められるべき学校現業の仕事の不安定にし、安全・安心で快適な教育環境をつくることを困難にしている。こうした状況を改善し、子供たちに行き届いた教育を保障するために、学校に正規の学校現業職員を必ず配置するよう法制化することを求める。

については、次の事項について実現を図られたい。

一、学校現業職員を学校教育法・教職員標準定数法等に明記し、法制化すること。

第八九〇号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 北海道日高郡新ひだか町 佐藤友美 外二百九十一名

紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第八九一号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 札幌市 田中真理子 外二百九十一名

紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第八九二号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 札幌市 村上勉 外二百九十一名

紹介議員 岩淵 友君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第八九三号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 札幌市 佐藤文香 外二百九十一名

紹介議員 紙 智子君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第八九四号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 札幌市 柳山茂 外二百九十三名

紹介議員 吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第八九五号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 北海道旭川市 松田裕子 外二百九十一名

紹介議員 倉林 明子君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第八九六号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 北海道旭川市 代田千尋 外二百九十一名

紹介議員 小池 晃君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第八九七号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 北海道旭川市 野田水月 外二百九十一名

紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第八九八号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 北海道旭川市 越智亮平 外二百九十一名

紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第八九九号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 北海道旭川市 山本美雪 外二百九十一名

紹介議員 武田 良介君

この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第九〇〇号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 北海道旭川市 増田奈央子 外二百九十一名

紹介議員 辰巳孝太郎君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第九〇一号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 北海道旭川市 今野朱美 外二百九十一名

紹介議員 仁比 聡平君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第九〇二号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 北海道旭川市 浅野勝之 外二百九十一名

紹介議員 山下 芳生君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第九〇三号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 札幌市 三嶋浩明 外二百九十一名

紹介議員 山添 拓君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第九〇四号 平成二十八年十一月二十一日受理  
学校現業職員の法的地位付けに関する請願  
請願者 宮城県石巻市 奥田伸晃 外五百六十三名

紹介議員 櫻井 充君  
この請願の趣旨は、第八四〇号と同じである。

第九〇七号 平成二十八年十一月二十一日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育

の機会の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願  
請願者 東京都あきる野市 華房実 外四十九名

紹介議員 杉尾 秀哉君  
この請願の趣旨は、第六四五号と同じである。

第九八八号 平成二十八年十一月二十一日受理  
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願  
請願者 福岡県うきは市 姫野暁子 外三千二百四十七名

紹介議員 神本美恵子君  
この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

第九八九号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 東京都東村山市 山賀徹 外五千九十九名

紹介議員 木戸口英司君  
現在、私立大学・短期大学(以下「私立大学」という)には、大学生・大学院生全体の約七五%に当たる約二百二十五万人が学び、日本の高等教育をリードしている。しかし、私立大学の学費は極めて高く、多くの学生が学費負担と生活費負担にあえぎながら学んでいる。私立大学は公教育機関であり、教育の受益者は社会全体である。そのため費用は、社会全体が負担すべきである。高等教育を含めての教育は、本人負担によらず無償であるべきである。政府は、二〇二二年、国際人権規約の高等教育の漸進的無償化条項を受け入れる決定を下した。政府は、速やかに具体的・総合的な政策を立案・実施すべきである。そして、完全無償化が実現するまでの間、政府は、責任を持って学生の学費負担を軽減するための可能な限りの施策を打ち出すべきである。特に、給付奨学金制度の創設は喫緊の課題である。OECD加盟

三十四か国のうち三十二か国が給付奨学金制度を有している。授業料が高額な上に公的奨学金が貸与制のみという先進国は日本だけである。あわせて、私立大学と国公立大学との間に存在する余りにも大きな不公平を速やかに解消すべきである。国から私立大学への補助額は、学生一人当たり僅か十四万円である。これは、国立大学百八十万円の十三分の一にとどまり、学修環境に明らか

な格差をもたらしている。一九七五年に私学振興助成法が制定された際、参議院は、私立大学の経常的経費の二分の一を補助するとの附帯決議を行った。しかし、実際には年々縮減され続けてきた。補助率は、一時二九・五%(一九八〇年度)に達したが、現在は僅か一〇・一%(二〇一四年度)にまで落ち込んでいる。このような補助状況の中で、私立大学はやむを得ず学費の値上げによって対応せざるを得なかった。その結果、私立大学の学生納付金は国立大学の約一・六倍にも上っている。このような格差をこれ以上放置するべきではない。

ついでに、次の事項について実現を図られたい。

一、学生の学費負担を軽減するため、以下の施策を速やかに実施すること。

1 大学生への給付奨学金を新設すること。  
2 高校生に実施されている「就学支援助金制度」を大学生に拡大すること。  
3 無利子奨学金を希望者全員が受給できるよ

うにすること。  
4 奨学金の返済について、低所得者層に配慮すること。  
二、大学の学費無償化に向けた計画を速やかに立案し、実施すること。  
三、私立大学の経常的経費の二分の一を補助するよう、国庫補助を増額すること。

第九九〇号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願

請願者 東京都新宿区 赤神佐智子 外三  
千九百七十七名  
紹介議員 吉良よし子君  
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第九九二号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 宮城県大崎市 國分弘道 外三千  
九百七十五名  
紹介議員 倉林 明子君  
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第九九三号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 東京都大田区 伊東美恵子 外三  
千九百七十五名  
紹介議員 田村 智子君  
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第九九四号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 東京都江戸川区 光吉茂樹 外三  
千九百七十五名  
紹介議員 山添 拓君  
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第九九六号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 東京都新宿区 松井直明 外四十  
九名  
紹介議員 森 ゆうこ君  
この請願の趣旨は、第六四五号と同じである。

第九九七号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 長野県上田市 若林史也 外二千  
三百三十五名  
紹介議員 杉尾 秀哉君  
この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

第九九九号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市 八木久 外二千  
九百七十五名  
紹介議員 井上 哲士君  
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第一〇〇六号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 横浜市 高橋史帆 外二千九百七  
十五名  
紹介議員 市田 忠義君  
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第一〇〇七号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 佐藤陽子 外二千  
九百七十五名  
紹介議員 大門実紀史君  
この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第一〇〇八号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇〇九号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇一〇号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇一一号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇一三号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇一四号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇一五号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇一六号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇一七号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇一八号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇一九号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇二〇号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇二一号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇二二号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇二三号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇二四号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇二五号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇二六号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇二七号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇二八号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇二九号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇三〇号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇三一号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇三二号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名

第一〇三三号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 北海道江別市 長谷川蘭 外二千  
九百七十五名



この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第一〇七四号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 山形県長井市 大木一夫 外二千九百七十五名  
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第一〇七五号 平成二十八年十一月二十一日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 京都市 足立勝 外二千九百七十五名  
紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第一〇九一号 平成二十八年十一月二十二日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の廃案に関する請願  
請願者 東京都大田区 後藤淡紅子 外三十五名  
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三五二号と同じである。

第一〇九二号 平成二十八年十一月二十二日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願  
請願者 さいたま市 藤田昌士 外五十五名  
紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第六四五号と同じである。

第一〇九三号 平成二十八年十一月二十二日受理  
段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願  
請願者 愛知県田原市 本田洋子 外三千六百六十九名  
紹介議員 斎藤 嘉隆君

この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

第一〇七七号 平成二十八年十一月二十二日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願  
請願者 川崎市 松尾操 外九十九名  
紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第一〇八八号 平成二十八年十一月二十二日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願  
請願者 川崎市 斎藤有子 外九十九名  
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三二二号と同じである。

第一〇九九号 平成二十八年十一月二十二日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願  
請願者 北海道美幌市 稲田啓子 外九十名

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一一〇号 平成二十八年十一月二十二日受理  
障害児学校の設置基準策定に関する請願  
請願者 大阪府岸和田市 源真純 外三百九十九名  
紹介議員 矢田わか子君

この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第一一一二号 平成二十八年十一月二十二日受理  
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願  
請願者 東京都小平市 河野良治 外九百九十九名  
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第一一二二号 平成二十八年十一月二十二日受理  
給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減に関する請願  
請願者 埼玉県越谷市 大河原文代 外九十九名  
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一二五号 平成二十八年十一月二十二日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願  
請願者 東京都府中市 大原ルミ 外九十名

濟(借金)を背負って社会に出ていくという形で象徴的に現れているのである。今の状況が続けば、貧困の連鎖にとどまらず、中間層までもが結婚・出産・子育てが困難となり、少子化・人口減を更に加速しかねない。未来を担う若者を社会全体で支え、持続可能な社会にするため、奨学金制度の改善と教育費負担の軽減を求める。

一、貸与型から給付型へ、奨学金制度を抜本的に転換すること。速やかに大学等において国の給付型奨学金制度を導入するとともに、高校を含めて拡充すること。

二、貸与型奨学金は無利子とし、延滞金は廃止(廃止までの間、返済金は元金・利息・延滞金の順に充当すること。また、所得に応じた無理のない返済制度をつくり、返済困難者の実情に即して適切な救済を行うこと。

三、大学等の学費の引下げや授業料減免の拡充等の政策を実行すること。

第一一二四号 平成二十八年十一月二十二日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願  
請願者 岩手県二戸市 金田一節子 外百九十一名  
紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一二五号 平成二十八年十一月二十二日受理  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願  
請願者 東京都府中市 大原ルミ 外九十名

九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一二二六号 平成二十八年十一月二十二日受

理

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の廃案に関する請願

請願者 大阪市 寺坂啓子 外四十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第一二二七号 平成二十八年十一月二十二日受

理

障害児学校の設置基準策定に関する請願

請願者 兵庫県川西市 入江ゆか 外四百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五九三号と同じである。

第一二二八号 平成二十八年十一月二十二日受

理

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市 小原利之 外百九十三名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第六四五号と同じである。

第一二二九号 平成二十八年十一月二十二日受

理

段階的な定年年齢延長の実現と定年まで意欲を持って教育活動に携わることのできる労働環境の整備、教職員定数の改善に関する請願

請願者 沖縄県中頭郡北中城村 與那原琢 外八百二十名

紹介議員 伊波 洋一君

この請願の趣旨は、第七五六号と同じである。

第一一三〇号 平成二十八年十一月二十二日受

理

私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願

請願者 札幌市 小松直人 外九千九百九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第九八九号と同じである。

第一一四二号 平成二十八年十一月二十二日受

理

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案について「不登校対策」に関わる部分の白紙撤回を求めることに関する請願

請願者 横浜市 三田孝子 外九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二二二号と同じである。

第一一四三号 平成二十八年十一月二十二日受

理

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の廃案に関する請願

請願者 兵庫県たつの市 館林久美 外十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三五一号と同じである。

第一一四四号 平成二十八年十一月二十二日受

理

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案の慎重審議に関する請願

請願者 東京都青梅市 佐藤浩世 外二百二十四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第六四五号と同じである。



平成二十八年十二月十六日印刷

平成二十八年十二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇